

平成 30 年 3 月議会 平成 30 年 3 月 28 日

紘基会、寺本はただいま上程されています諸議案について討論します。

議案第 1 号 平成 30 年度豊橋市一般会計予算

「市民センター管理運営事業費」 3,162 万 8,000 円

「高齢者移動支援事業費」 5,920 万 4,000 円

「路線バス利用促進事業費」のうち

「高齢者等路線バス利用促進事業費」 782 万 4,000 円

について反対の立場で討論します。

その他の議案には賛成であります。

市民センター管理運営事業費について

本センターは、平成 29 年度より特定非営利活動法人ビリーブが管理運営にあっております。本市は本センター指定管理者募集にあたり、「市民活動の拠点の施設としての役割を認識し、適切な人員配置や人材育成を通じて迅速な業務遂行を目指す」ことを選定理由に挙げております。ところがこの 1 年の当該法人ビリーブの運営を調査する限り、この選定理由に相当しない、応募時に提出した提案書とは異なる運営が行われております。

常勤パート 7 名のうち 3 名が労働基準監督署に相談に行っており、2 名の女性は一方的降格・減給とパワハラ相談ですが結局合理的理由もなく解雇されております。また人員配置を減らしながら一方で人件費が大幅に増えているなどなど、運営実績及び人員体制、労働環境に問題のある職場となっております。私の認識では「豊橋市民センター管理に関する協定書」第 37 条（指定の取り消し）にあたるのではないかと考えられます。

以上の理由から反対です。

次に「高齢者移動支援事業費」及び「高齢者等路線バス利用促進事業費」について

高齢者移動支援事業は、平成 29 年度までは養護老人ホーム又は特別老人ホームの入所者を除く 70 歳以上の者すべてに交付されておりましたが、平成 30 年度より世帯全員が市民税非課税である者に交付されることとなります。対象者はこれまでの約 7 万人から約 19,000 人となります。大きな変更が行われます。こうした大きな変更が行われる場合は、協力事業者との事前協議が必要ですが、今回バス会社のみと事前協議が行われタクシー業者との協議が行われず、タクシー業者とは制度決定後の説明で済まされております。70 歳以上の非課税高齢者が対象ですから利便性から考えてもタクシーやコミュニティバスの利用率が高いことは容易に察することができます。ここの事前協議を持たなかったのは理解できません。この制度制定にあたり受給資格者一人にも意見を聞いていません。

制度設定の経緯に公正さを欠く点は大変問題です。

新しくなった制度は

- ① タクシー券 5,000 円分
- ② 電車券 5,000 円分
- ③ コミュニティバス券 5,000 円分
- ④ 元気バス購入助成 5,000 円分

以上の4項目から受給者が選択する助成制度ですが、ここで問題になるのは④の元気バスを購入した場合にはさらに4,000円が助成されることです。なぜバス会社が販売する元気バスのみ助成金が上乗せされるのでしょうか。特定業者への優遇策と言わざるを得ない制度であり、公平さに著しく欠けます。

足の不自由な高齢者にとってはドアからドアへ送迎されるタクシーが便利であり、住む場所によっては小回りするコミュニティバスは高齢者にとって利便性は高い公共交通機関としての役割を担っているといえます。またバス券に使用期限のないのも高齢者にとっては便利です。タクシー、電車、コミュニティバス利用者にも元気バス同様の対等な助成が受けられる制度にすべきです。

一方元気バス券には3か月券なら3か月の、6か月券なら6か月の使用期限をもち、このような使用期限は高齢者にとっては利便性に欠けます。現実に沿った制度になっていません。さらにこの制度がこのまま施行されるならば、元気バス券以外は使用済み券添付の月締め清算による支払いであるが、元気バス券は使用期限6か月9,000円の前払い清算となります。これは外部監査から勧告を受けた、使用実績が検証できない旧制度福祉回数乗車券と同じ問題が残ることになります。

以上に述べるように不公正不公平な制度になっており地方自治法2条14項に定める「税金を使う者は最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」に明らかに反しており反対です。

4,000円の助成金をタクシー、電車、コミュニティバス券いずれを選択しても交付するような制度に見直すことを強く申し上げて反対討論とします。

終わりに、今年退職された市職員の方におかれましては長年の公務、大変ご苦労様でした。皆々様の今後の人生にご多幸あれと申し上げます。また再任用再就職の方におかれましては長年の経験を生かされた活躍を期待申し上げます。